

匝瑳市地域おこし協力隊員（農業振興）募集要項

1 募集の目的

地域農業の新たな担い手として、若者や移住者による新規就農の拡大や後継者育成を図るため、取組の中心を担う人材として、匝瑳市で新規就農を目指す地域おこし協力隊員を募集します。

2 匝瑳市の概況

匝瑳市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70キロメートル、千葉市から約40キロメートル、成田空港からは約20キロメートルの距離にあります。

面積は101.48平方キロメートルであり、東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面しています。

市の北部は、谷津田が入り組んだ複雑な地形の台地部となっており、里山の自然が多く残されています。東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いています。

基幹産業は農業であり、水稻を中心に、トマト、ピーマンなどの施設野菜や、ねぎなどの露地野菜、植木や花きの栽培、酪農・養鶏・養豚等の多様な産地が形成されています。中でも水稻は、千葉県内で第3位の作付面積を有しており、本市の基幹作物となっています。また、植木については栽培規模や品質ともに国内トップクラスであり、国内はもちろん、海外向けの輸出も盛んに行われています。

また、豊かな自然環境や農業の魅力を地域活性化につなげるため、市では都市と農村の交流ターミナル「ふれあいパーク八日市場」や「そうさ観光物産センター匝りの里」等の交流施設や、市民農園等の体験農園を整備し、地域の魅力をフルに活かした交流人口・関係人口の増加に取り組んでいます。

3 活動内容

新規就農及び地域農業の振興のため、八日市場ふるさと交流協会に所属し、

地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行っていただきます。

活動の詳細については、市と協議のうえ決定します。

- (1) 新規就農を目的とした農業研修への参加
- (2) 地域農業者を支援する業務
- (3) 地域の活性化につながる業務及び地域活動への参加
- (4) SNSやホームページ、外部媒体等により、匝瑳市の農産物に関する情報発信・PRを行う業務
- (5) その他、農業振興目的達成に必要な業務

4 応募条件

応募に当たり、次に掲げる条件を全て満たす必要があります。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかの要件に該当する者であること。

ア 隊員の委嘱を受ける前において、別表左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者で、隊員の委嘱を受けた後において、直ちに別表左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の拠点を置くことができる者

イ 他の市町村において、隊員であった者（同一地域において2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者に限る。）

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の終了者（2年以上JETプログラム参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者に限る。）

- (3) 委嘱される前の1年間に市内に住所を定めておらず、委嘱された後、直ちに市内に住所を定める意思のある者
- (4) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱を有し、住民と協力して誠実かつ積極的に活動できる者
- (5) 普通自動車免許を有している者又は委嘱までに取得する見込みのある者

- (6) Word・Excel等のパソコン作業及びSNS等を用いる情報発信に必要な一般的な操作ができること。

5 勤務条件・福利厚生

待 遇	内 容
(1) 募集人数	1名
(2) 任用形態	匝瑳市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、匝瑳市長が委嘱します。 ※匝瑳市との雇用関係はありません。
(3) 委嘱期間	委嘱の日から令和7年3月31日まで ・年度途中に委嘱があった場合も、委嘱期間は令和7年3月31日までとなります。 ・活動状況や実績等を勘案の上、委嘱期間の延長（最長3年まで）があります。
(4) 報償費	月額266,000円 ただし、活動日数が特別な事由がなく月20日に満たないときは、1日当たり13,300円の日割り計算により支給するものとします。 なお、支給時に所得税として税率10.21%が控除されます。
(5) 勤務時間	月160時間程度 ・1日あたり7時間45分、月20日間活動を想定。
(6) 住居	下記(8)のとおり、隊員自身で確保していただきます。
(7) 福利厚生	市と雇用契約を結ばないため、健康保険や国民年金は各自の負担となります。
(8) 活動に要する費用	隊員の活動や研修に関する費用について、匝瑳市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。

	■交通費 車両借上料及び燃料費又は運賃に相当する額について、月額40,000円（借上料を除く場合は、15,000円）を限度に市が補助します。 ■家賃 住居は隊員自身で確保していただきますが、月額50,000円を限度に市が家賃を補助します。 ※敷金・礼金・共益費、光熱水費等については、隊員の自己負担となります。 ■通信費 活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員自身で用意していただきます。なお、通信費として月額5,000円を限度に市が補助します。 ■その他の活動費
(9) 兼業	任務終了後の定住を目的とする場合、地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲内で兼業が可能です。
(10) 市の支援	市は隊員に対し、次に掲げる支援を行います。 (1) 隊員の年間活動計画の作成支援 (2) 隊員の活動に関する総合調整 (3) 隊員の活動の取組状況及び成果等の情報発信 (4) 隊員の活動に必要な用具等の確保についての支援 (5) 隊員が地域に定着するための生活支援 (6) 前各号に掲げるもののほか、協力隊の事業を推進するために必要な支援

6 応募・選考

(1) 応募

「匠瑳市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入の上、提出書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

① 受付期間

令和6年10月1日（火）から10月31日（木）まで

※郵送の場合、受付期間最終日の必着とします。

② 提出先

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市役所農林水産課農業戦略室

③ 提出書類

ア 匝瑳市地域おこし協力隊員応募用紙

・匝瑳市ホームページからダウンロードしてください。

イ 住民票抄本（個人）

・上記「4 応募条件（2）」の確認用です。

ウ 普通自動車運転免許証の写し

（2） 選考方法

一次審査（書類選考）及び二次審査（面接選考）によって行います。

区分	選考方法・通知方法
一次審査	【書類選考】 提出された書類を審査し、選考結果を応募者全員に通知します。
二次審査	【面接選考】 一次審査を合格した方に対して、匝瑳市内で個人面接を行います。 面接日は、11月20日（水）を予定しています。 場所やその他詳細については、一次審査合格者に通知します。
合否通知	二次審査を受けた方の全員に対して、合否を通知します。
その他	スケジュールは変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

7 質問等

募集に関する質問は、FAXまたは電子メールにて行ってください。様式は任意です。

※電話での質問は受け付けませんのでご注意ください。

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市役所農林水産課農業戦略室

F a x : 0 4 7 9 - 7 2 - 1 1 1 7

電子メール: n-senryaku@city.sosa.lg.jp

匝瑳市地域おこし協力隊設置要綱 別表（第3条関係）

転出地	転入地
三大都市圏内の都市地域	本市の全地域
指定都市（条件不利区域を除く。）	
三大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	
三大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域 （旧野栄町の区域）
三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	

備考

- 1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、平成17年から平成27年までの人口減少率が11パーセント以上の市町村を除く。
- 2 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 3 指定都市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。
- 4 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村をいう。
 - （1） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定による過疎地域、同法施行令附則第3条第1項の規定による特定市町村及び特別特定市町村、同法施行令附則第4条第1項の規定により特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域
 - （2） 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - （3） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - （4） 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - （5） 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

(6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

(7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

- 5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、上記(5)から(7)の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。
- 6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう

匝瑳市地域おこし協力隊員（農業振興）応募用紙

令和 年 月 日

(ふりがな)			
氏 名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)

(写真欄)
 ①縦4cm×横3cm
 ②正面、上半身、脱帽、無背景で、本人であることが完全に識別できるもの
 ③応募日前6ヶ月以内に撮影したもの
 ④写真の裏に氏名を記入

住 所 連 絡 先	住所	〒 ※住民票のある住所を記載します。
	電話	
	メール	
応募条件 確 認 欄	<□にチェックしてください> □募集要項 4 応募条件（2）に規定する転出地・転入地の要件を満たしている。 □委嘱される前の1年間に匝瑳市内に住所を定めておらず、委嘱された後、直ちに匝瑳市内に住所を定める意思がある。 □心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱を有し、住民と協力して誠実かつ積極的に活動できる。 □普通自動車免許を有している者又は委嘱までに取得する見込みがある。 □Word・Excel等のパソコン作業及びSNS等を用いる情報発信に必要な一般的な操作ができる。 ※以下は、該当する場合のみチェックしてください。 □他の市町村において、地域おこし協力隊として同一地域において2年以上活動し、かつ、解任から1年以内である。 □語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、かつ、活動終了から1年以内である。	

学歴・職歴		
年	月	学歴・職歴
資格・免許等		
取得年	月	名称

※注意事項

- 1 記載事項に不正があると、隊員として採用される資格を失うことがあります。
- 2 記入は、すべて黒のインクまたはボールペンを用い、楷書で丁寧に記入してください。
- 3 性別欄は、○で囲んでください。
- 4 学歴・職歴欄の年には、元号を用いてください。
- 5 学歴・職歴欄には、アルバイトは含みません。
- 6 学歴は、中学卒業から記入してください。

1	地域おこし協力隊（農業振興）を志望した動機や、匝瑳市を選んだ理由はなにか。
2	地域おこし協力隊（農業振興）としてどのような活動に取り組みたいか。 また、活動に当たり、自身の経験や能力をどのように活かしていくか。
3	地域農業の維持・発展には、なにが必要であると考えてるか。 また、就農希望者として、どのような農業経営を目指しているか。
4	地域おこし活動に対する考え方や思い、自己PR、任期終了後のイメージ等（自由記述）

※書ききれない場合は、欄を広げるか、別紙として作成し添付してください。